

川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者（以下「代表者」という。）の選任について必要な事項を定めるものとする。

(代表者選考委員会の設置)

第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会（以下「代表者選考委員会」という。）を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものとする。

(代表者の構成)

第3条 条例第4条の規定に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を満たさないときは、その都度協議するものとする。

(代表者の募集)

第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集に応募しようとする者は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書（第1号様式）を提出し、又は川崎市簡易版電子申請サービス（川崎市の機関等に係る申請書の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービスをいう。）を使用する方法により申請するものとする。

(代表者の選考基準)

第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をするものとする。

(基準日)

第6条 条例第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の

要件の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年９月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年８月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年７月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月３日から施行する。